個人情報ファイルの名称	健康管理システム	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	①特定健診など対象者の把握・受診勧奨・受診結果 データ管理・保健指導などを行うため②予防接種の 接種券の発行と接種記録を管理するため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住 所、6. 保険証、7. 続柄、8. 健診結果等、9. 相談内 容、10. 電話番号	
記録範囲	北広島町に住民記録を有する者	
記録情報の収集方法	本人・実施医療機関・健診委託事業者・受診勧奨事 業委託事業者・保健指導委託事業者・広島県国保連 合会からのデータ提供	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む (病歴)	
記録情報の経常的提供先	実施医療機関・健診委託事業者・受診勧奨事業委託 事業者・保健指導委託事業者	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課 (所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☑法第 60 条第 2 項第 2

	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル☑有 □無	号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考	_	

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費公費負担事業	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等医療費公費負担事務における本人の 資格審査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 勤務先·学校名、7. 収入、8. 課税状況、9. 扶養関係、10. 児童扶養手当受給状況、11. 加入保険	
記録範囲	ひとり親家庭等医療費受給者資格認定(受給者証更 新)申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人から提出されたひとり親家庭等医療費受給者資 格認定(受給者証更新)申請書等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨		
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)北広島町役場総務課	
名称及び所在地	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) ————————————————————————————————————	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_
備考	_

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療制度	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度事業における資格の取得・喪 失・異動、給付申請の受付のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 続柄、7. 傷病歴、8. 心身の状況、9. 口座番号、10. 家族構成、11. 電話番号	
記録範囲	75歳以上の後期高齢者医療の資格を有する者、65歳 以上75歳未満の一定の障害を有する者で後期高齢者 医療の資格を有する者	
 記録情報の収集方法 	本人・本人以外・親族から提出された届、住民基本 台帳、市区町村からの通知、他の官公庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む(傷病歴)	
記録情報の経常的提供先	広島県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課 (所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☑法第 60 条第 2 項第 2

	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル□有 ☑無	号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考	_	

個人情報ファイルの名称	国民健康保険事業	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事務における本人の資格・給付審査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 本籍・国籍、7. 続柄、8. 傷病歴、9. 収入、10. 口座番号、11. 電話番号	
記録範囲	国民健康保険異動届を提出した者	
記録情報の収集方法	本人・本人以外から提出された届、他の官公庁から の通知	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む(傷病歴)	
記録情報の経常的提供先	広島県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)北広島町役場総務課	
名称及び所在地	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理フ 政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル□有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_
備考	_

個人情報ファイルの名称	国民年金事業	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における資格・給付の相談・受付を行うため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 心身障害、7. 課税・納税額、8. 生活保護	
記録範囲	年金資格を有する者、年金受給が見込まれる者、北 広島町に住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	本人・親族から提出された届、住民基本台帳、日本 年金機構	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む(心身障害)	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)北広島町役場総務課	
名称及び所在地	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) ☑法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理ファイル) するファイル□有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_
備考	_

個人情報ファイルの名称	重度心身障害者医療費公費負担事業	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	重度心身障害者医療費公費負担事務における本人の 資格審査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 身体障害者手帳·療育手帳、7. 所得状況、8. 扶養関係、9. 加入保険	
記録範囲	重度障害者医療費受給者証更新・交付申請書を提出 した者	
記録情報の収集方法	本人から提出された重度障害者医療費受給者証更 新・交付申請書等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む(身体障害者手帳・療育手帳)	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)北広島町役場総務課	
名称及び所在地 	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_
備考	_

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード発行一覧表	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカードの発行・交付管理	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 製造管理番号、6. 申請書ID、7. 交付状況	
記録範囲	北広島町に住民登録を有し、マイナンバーカードを 申請したもの	
記録情報の収集方法	地方公共団体情報システム機構から受領したカード 発行一覧をもとに、職員がカード発行状況を入力	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	_	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の	(名 称)北広島町役場総務課	
名称及び所在地 	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_
備考	_

	T	
個人情報ファイルの名称	印鑑登録台帳	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録台帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 異動事由、2. 異動年月日、3. 届出年月日、4. 氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 続柄、8. 住所、9. 世帯番号、10. 宛名番号、11. 印影、12. 印鑑番号、13. 登録情報、14. 廃止情報、15. 保証人情報、16. 成年被後見人管理、17. 取扱停止、18. 発行要注意	
記録範囲	北広島町に印鑑登録を有する者、または有していた もの	
記録情報の収集方法	本人から提出された印鑑申請書、市区町村からの通 知	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	_	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課 (所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
	(7)1年地/	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □法第 60 条第 2 項第 2	

	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル□有 ☑無	号(マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考	_	

個人情報ファイルの名称	戸籍簿・除籍簿・改製原戸籍・戸籍の附票	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 氏名、2. 出生の年月日、3. 戸籍に入った原因及び年月日4. 実父母の氏名及び実父母との続柄、5. 養子であるときは養親の氏名及び養親との続柄、6. 夫婦については夫または妻である旨、7. ほかの戸籍から入った者については、その戸籍の表示、8. 戸籍法施行規則第30 条第1 号から第6 号に掲げる事項、9. 住所、10. 住定日、11. 在外選挙登録地、12. 住民票コード、13. 犯罪歴、14. DVフラグ、15. 本人通知フラグ	
記録範囲	北広島町に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	届出、報告、申請、市区町村からの通知、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本または裁判によるもの、職員が調査等をしたもの、北広島町または他市区町村に本人から提出された住民異動届出書	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	_	
記録情報の経常的提供先	広島法務局、住基ネットワークに接合している市区 町村、検察庁、裁判所、広島県、司法警察職員、検 察官	
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課 (所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理フ
	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル□有 ☑無	アイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考	_	

	T
個人情報ファイルの名称	住民基本台帳
行政機関等の名称	北広島町長
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理を行うため
記録項目	1. 氏名、2. 生年月日、3. 性別、4. 続柄、5. 住民となった日、6. 旧氏、7. 世帯主、8. 住所、9. 住所を定めた日、10. 届出年月日、11. 前住所、12. 本籍、13. 筆頭者、14. 転出先、15. 備考、16. 個人番号、17. 住民票コード、18. 世帯番号、19. 旧自治体、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 投票区、24. 宛名番号、25. 異動事由、26. 改製日、27. 国民年金資格情報、28. 国民健康保険情報、29. 児童手当情報、30. 介護保険情報、31. 後期高齢情報、32. DV フラグ、33. 本人通知フラグ
記録範囲	北広島町に住民登録を有する者
記録情報の収集方法	本人から提出された住民異動届出書、市区町村から の通知、職員が調査等をしたもの
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	_
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接合している市区町村、検察庁、裁判所、広島県、出入国管理局、教育委員会、消防本部、司法警察職員、検察官、広島法務局
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称) 北広島町役場総務課
つが及い別往地	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地

訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理フ
	政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル□有 ☑無	アイル)
行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_	
備考	_	

個人情報ファイルの名称	乳幼児等医療費公費負担事業	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児等医療費公費負担事務における本人の資格審 査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 続柄、7. 所得状況、8. 親族関係、9. 扶養関係、10. 加入保険	
記録範囲	受給者資格申請書・更新申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人から提出された受給者資格申請書·更新申請書 等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	_	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織の	(名 称) 北広島町役場総務課	
名称及び所在地	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理フ 政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル□有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_
備考	_

個人情報ファイルの名称	子ども医療費公費負担事業	
行政機関等の名称	北広島町長	
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	町民保健課	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児等医療費公費負担事務における本人の資格審 査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 続柄、7. 親族関係、8. 扶養関係、9. 加入保険	
記録範囲	受給者資格申請書・更新申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人から提出された受給者資格申請書·更新申請書 等	
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	_	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の	(名 称)北広島町役場総務課	
名称及び所在地	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地	
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_	
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理フ 政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル□有 ☑無	

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_
備考	_

個人情報ファイルの名称	患者カルテファイル(雄鹿幡診療所)
行政機関等の名称	北広島町長
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	雄鹿原診療所(町民保健課)
個人情報ファイルの利用目的	患者情報の管理及び診療を確実、スムースに行うた め
記録項目	1. 患者番号、2. フリガナ、3. 氏名(漢字)、4. 住所、5. 性別、6. 生年月日、7, 医療保険情報、8. 診療等に係る情報
記録範囲	雄鹿原診療所で診察を受けた者
記録情報の収集方法	患者の申告及び医師における診察情報入力
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)北広島町役場総務課
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	_
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理フ 政令第 21 条第 7 項に該当 するファイル□有 ☑無

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_
備考	_

	1
個人情報ファイルの名称	患者カルテファイル(八幡診療所)
行政機関等の名称	北広島町長
個人情報ファイルが利用に供 される事務をつかさどる組織 の名称	八幡診療所(町民保健課)
個人情報ファイルの利用目的	患者情報の管理及び診療を確実、スムースに行うた め
記録項目	1. 患者番号、2. フリガナ、3. 氏名(漢字)、4. 住所、5. 性別、6. 生年月日、7, 医療保険情報、8. 診療等に係る情報
記録範囲	八幡診療所で診察を受けた者
記録情報の収集方法	患者の申告及び医師における診察情報入力
要配慮個人情報が含まれると きは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名 称)北広島町役場総務課
	(所在地) 広島県山県郡北広島町有田1234番地
訂正及び利用停止に関する他 の法令の規定による特別の手 続等	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) □法第 60 条第 2 項第 2 時 (マニュアル処理ファイル) □ ででは、1 を第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル) コープ ででは、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、

行政機関等匿名加工情報の提 案の募集をする個人情報ファ イルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提 案を受ける組織の名称及び所 在地	_
行政機関等匿名加工情報の概 要	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案を受ける 組織の名称及び所在地	_
作成された行政機関等匿名加 工情報に関する提案をするこ とができる期間	_
記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	_
備考	